

松江市告示第 205 号

松江市中山間地域等直接支払交付金交付要綱（平成 17 年松江市告示第 183 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 31 日

松江市長 松 浦 正 敬

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(終期) 第12条 交付金の終期は、 <u>令和4年3月31日</u> とする。	(終期) 第12条 交付金の終期は、 <u>令和3年3月31日</u> とする。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。